

環政第730号
令和7年12月4日

宜野湾市長 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理事業に係る事後調査
報告書(令和6年度)について

令和7年8月20日付け宜建市第138号で送付されたみだしの事後調査報告書について、
沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第39条第1項の規定により、別添
のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。

那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理事業に係る事後調査報告書
(令和6年度)に対する環境保全措置要求

1 赤土等による水の濁りについて

平常時調査における無名のカーペンターヒージャーガー並びに、降雨時調査におけるヒージャガーにおいて、浮遊物質量（SS）が環境基準値（河川B類型：25mg/L以下）を超過した原因について本事業の影響に関する考察がなされていないことから、環境基準値超過が確認された場合は、本事業の影響について考察を行い、水の濁りの原因が本事業による影響と考えられる場合には、必要な環境保全措置を講じること。その上で、考察した内容及び講じた環境保全措置について事後調査報告書に記載すること。

また、環境基準値を超過した原因是、他事業で実施されたボーリング調査による影響と考えられたとしているが、同ボーリング調査の実施日や調査地点などの詳細について確認されていない。他事業による影響が懸念された場合は、他事業の詳細な工事内容について情報収集に努めるとともに、環境基準値を超過しないよう他事業者と調整等を行うこと。

2 重要な哺乳類、鳥類、両生・は虫類、昆虫類等の生息状況について

事業者は、「偶発的な通過移動や偶発的な出現による変動を除外して考えれば、哺乳類、鳥類、両生・は虫類、甲殻類等においては工事による変化は生じていない」としており、また、「底生動物及び魚類に、種構成で大きな差は見られず、工事による影響は少ない」と評価しているが、複数の分類において、過年度から確認された重要な種の数が減少傾向にある。

については、重要な種の減少の要因について専門家等への意見聴取を行うとともに、その内容を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討すること。その上で、意見聴取した内容及び講じた環境保全措置について次回の事後調査報告書に記載すること。